

家畜衛生だより

平成 28 年 4 月号

紀北家畜保健衛生所
 紀南家畜保健衛生所
 紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 073-462-0500
 電話 0739-47-0974
 電話 0735-58-1481

☆毎年1回報告していただいている定期報告書について

定期報告書様式

<p>定期報告書</p> <p>当所の所属先 姓 名 氏名</p> <p>〒 町 丁目 番 号</p> <p>電話番号</p> <p>事業所長(代表者) 氏名</p> <p>事業所長(代表者)の住所</p> <p>事業所長(代表者)の電話番号</p> <p>事業所長(代表者)のEメール</p> <p>事業所長(代表者)のFAX</p> <p>事業所長(代表者)のEメール</p> <p>事業所長(代表者)のFAX</p> <p>事業所長(代表者)のEメール</p> <p>事業所長(代表者)のFAX</p>	<p>1. 事業所長(代表者)の氏名(姓・名)</p> <table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>学歴</th> </tr> <tr> <td>姓</td> <td>男</td> <td>歳</td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>男</td> <td>歳</td> <td>大学</td> </tr> </table> <p>2. 事業所長(代表者)の住所</p> <table border="1"> <tr> <th>住所</th> <th>郵便番号</th> </tr> <tr> <td>〒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>番</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 事業所長(代表者)の電話番号</p> <table border="1"> <tr> <th>電話番号</th> </tr> <tr> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>町</td> </tr> <tr> <td>丁目</td> </tr> <tr> <td>番</td> </tr> <tr> <td>号</td> </tr> </table> <p>4. 事業所長(代表者)のEメール</p> <table border="1"> <tr> <th>Eメール</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> <p>5. 事業所長(代表者)のFAX</p> <table border="1"> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	氏名	性別	年齢	学歴	姓	男	歳	大学	名	男	歳	大学	住所	郵便番号	〒		町		丁目		番		号		電話番号	〒	町	丁目	番	号	Eメール		FAX		<p>2. 関係する家畜の種類</p> <p>○牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の構成</p> <p>1. 事業所長(代表者)の報告事項</p> <p>① 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>② 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>③ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>④ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑤ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑥ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑦ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑧ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑨ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑩ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p>
氏名	性別	年齢	学歴																																	
姓	男	歳	大学																																	
名	男	歳	大学																																	
住所	郵便番号																																			
〒																																				
町																																				
丁目																																				
番																																				
号																																				
電話番号																																				
〒																																				
町																																				
丁目																																				
番																																				
号																																				
Eメール																																				
FAX																																				

<p>2. 事業所の関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)</p> <p>① 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>② 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>③ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>④ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑤ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑥ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑦ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑧ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑨ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑩ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p>	<p>3. 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)</p> <p>① 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>② 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>③ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>④ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑤ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑥ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑦ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑧ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑨ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p> <p>⑩ 関係する家畜の種類(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)の飼育頭数を報告してください。</p>
--	--

対象となる家畜



乳牛 和牛 豚 馬 山羊 イノシシ 鶏

1 定期報告書ってなんでしょう？

家畜の飼養頭羽数・飼養衛生管理状況等を県に報告するための書類で、家畜を飼養している方全員が必ず報告しなければならないものです。

2 必ず提出しなければいけないのでしょうか？

家畜を飼養者されている方は毎年1回の定期報告書の提出が家畜伝染病予防法で義務付けられています。

(家畜伝染病予防法第12条の4第1項)

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない

3 どうして提出するのでしょうか？

当該農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、再度各農場での状態を見直してもらうために定期報告を書いてもらっています。

4 提出しなかったらどうなるの？

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処される場合もあります。(家畜伝染病予防法第68条第1項)

5 常に飼養衛生管理基準を遵守する意味は？

常日頃から家畜の伝染病の農場への侵入のリスクを軽減できるとともに、定期的に当該農場における飼養衛生管理状況を把握し改善する事で病気の蔓延を防ぐ事につながります。

6 提出期限はいつ？

牛・水牛・鹿・馬・山羊・羊・豚・いのししについては毎年4月15日まで、鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥については毎年6月15日までとなっています。

※年1回の提出をお願いする事になり、ご面倒をおかけしますが、自農場を守るためとお考えいただき、よろしく願いいたします。

その他、疑問等がありましたら所轄の家畜保健衛生所にお電話ください。